2　競争参加資格
(1)　国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。
(2)　国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて2024年度に「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
(3)　調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
3　入札書の提出場所等
(1)　入札書の提出場所、問合わせ先
〒351―0198 埼玉県和光市広沢２番１号
国立研究開発法人理化学研究所　契約業務部契約第１課　後藤　浩予　ＴＥＬ050―3500―5881
(2)　入札説明書の交付方法　令和６年６月10日（月）から令和６年７月31日（水）までに、調達情報公開システムによりダウンロードすること。
(3)　入札説明会の日時及び場所　開催しない
(4)　入札書の受領期限　令和６年７月31日15時00分
(5)　開札の日時及び場所　令和６年８月19日14時30分　国立研究開発法人理化学研究所　本部棟２Ｆ入札室３
4　その他
(1)　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2)　入札保証金及び契約保証金　免除
(3)　入札者に求められる義務　この一般競争に参加する者は、封印した入札書の他に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類及び本研究所の交付する仕様書に基づく技術審査資料を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の３日前までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(4)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
(5)　契約書作成の要否　要
(6)　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札者を落札者とする。
(7)　手続きにおける交渉の有無　無
(8)　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
(1)　Contracting entity : Satoshi Hoshino, Director of Contract Management Division, RIKEN.
(2)　Classification of the products to be procured : 24
(3)　Nature and quantity of the products to be purchased : Low-temperature prober with a magnet 1 set
(4)　Delivery period : 28, Feb, 2025
(5)　Delivery place : RIKEN.
(6)　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 5 of the Regulation concerning the Contract for RIKEN ②have the Grade A, Grade B or Grade C qualifications during fiscal year 2024 in manufacturing or selling business for participating in tenders by RIKEN, or in tenders by Single qualification for every ministry and agency ③prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products
(7)　Time limit of tender : 3 : 00 PM, 31, Jul, 2024
(8)　Contact point for the notice : Hiroyo Goto, Contract Section Ⅰ, Contract Management Division, RIKEN. 2―1, Hirosawa, Wako-shi, Saitama, 351―0198, Japan, TEL 050―3500―5881.

○2024 第 24 号

1　調達内容
(2)　購入等件名及び数量　３次元光電子スピン検出器　一式
(4)　納入期限　令和７年３月31日
(1)、(3)、(5)、及び(6)　2024第23号に同じ。
2　競争参加資格
(2)　国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて2024年度に「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
(1)及び(3)　2024第23号に同じ。
3　入札書の提出場所等
(1)　入札書の提出場所、問合わせ先
〒351―0198 埼玉県和光市広沢２番１号
国立研究開発法人理化学研究所　契約業務部契約第１課　木村まりな　ＴＥＬ050―3500―8194
(5)　開札の日時及び場所　令和６年８月19日15時00分　国立研究開発法人理化学研究所　本部棟２Ｆ入札室３
(2)、(3)、及び(4)　2024第23号に同じ。
4　その他　2024第23号に同じ。
5　Summary
(3)　Nature and quantity of the products to be purchased : 3D photoelectron spin detector 1 set
(4)　Delivery period : 31, Mar, 2025
(6)　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 5 of the Regulation concerning the Contract for RIKEN ②have the Grade A, Grade B, Grade C or Grade D qualifications during fiscal year 2024 in manufacturing or selling business for participating in tenders by RIKEN, or in tenders by Single qualification for every ministry and agency ③prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products
(8)　Contact point for the notice : Marina Kimura, Contract Section Ⅰ, Contract Management Division, RIKEN. 2―1, Hirosawa, Wako-shi, Saitama, 351―0198, Japan, TEL 050―3500―8194.
(1), (2), (5) and (7)　The same with the notice above No.23

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年６月10日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
関門医療センター院長　吉野　茂文
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　35

○第 11404 号（№11404）

1　調達内容
(1)　品目分類番号　26
(2)　購入等件名及び数量　庁舎電力（交流３相３線式、供給電圧6,600ボルト、予定使用電力量17,995,432kWh）
(3)　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(4)　使用期間　令和６年９月１日から令和９年８月31日まで。
(5)　需要場所　独立行政法人国立病院機構関門医療センター
(6)　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月における時間帯別単価においては、それぞれ単一のものとる。）を記載すること。（小数点以下を含むことができる。）落札の決定は、当院が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1)　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。